的协和 自己表面 1752

第3期湯川树地域福祉計画

【令和3年度~令和7年度】

令和3年3月 湯 川 村

基本	方向	O
第1 詞	計画の策定にあたって	. 1
2 法 3 計 4 計	画策定の趣旨 令の根拠 画の性格及び位置づけ 画の期間 画策定の方法	1 2 3
第 2	地域福祉を取り巻く湯川村の現状と課題	. 4
1 各	分野における現状と課題	4
第 3	基本構想	22
2 基 3 め 4 基 5 湯	本的視点	23 24 24 26
第1	福祉の心を育て支え合う	28
2 情 3 相	祉意識の醸成 報の共有化 談体制の充実	30 32
第2	自立した暮らしを支える	35
2 地	正なサービスの確保 域ケアマネジメントの充実 心して暮らせる環境づくり	36
第3	地域福祉活動への主体的な参加 _.	41
2 担	域福祉活動への参加 い手の育成・確保 設の有効活用による場の確保	43
第4	計画の推進体制	47
第5 i	計画の主な指標	48

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5 0
要綱等と計画の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51

基本方向

第1 計画の策定にあたって

/ 計画策定の趣旨

平成12年の社会福祉法の改正により「地域福祉の推進」がより明確化され、 行政は公的サービスを提供するだけでなく、村民が自ら参加して地域の様々な 生活課題を把握し、この課題を行政と村民が協働して解決する取り組みを示し た「地域福祉計画」を策定することが求められました。

私たちの地域を取り巻く環境は、経済状況の低迷、少子高齢化、一人暮らし高齢者や高齢者のみで構成する世帯の増加、家族のつながりや地域の中での交流の希薄化など、地域活力の低下が危惧される一方、地域の生活課題は多様化と増加を続けております。これらの問題を解決し、住み慣れた地域で暮らし続けていくために地域福祉の充実が求められています。

国においては、様々な分野の課題が絡み合って複雑化している現状を踏まえ、制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

また、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画を福祉分野の上位計画と 位置付けています。平成29年12月には、市町村地域福祉計画策定ガイドラ インを示し、「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」や「包括的な 支援体制の整備に係る事項」についても新たに盛り込むことを求めています。

そのような中、この度、第2期計画の期間が満了することから、これまでの 取り組みの評価を行うとともに、国、県の動向を踏まえ、今後ますます多様化 していく福祉課題に対し適切に対応するため、「第3期湯川村地域福祉計画」を 策定することとします。

2 法令の根拠

この計画は、平成15(2003)年4月施行の社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

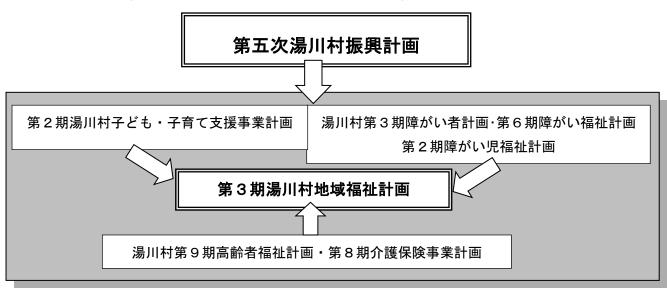
(市町村地域福祉計画)

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
 - 1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5. 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を 公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 計画の性格及び位置づけ

この計画は、むらづくりの基本となる「第五次湯川村振興計画 おいしいお 米と豊かな風土 みんなで創ろう 笑顔あふれる 湯川村」の理念及び考え方 を反映するものであり、地域福祉の推進に関する総合的な計画として位置づけ られるものです。

そのため、子ども、高齢者、障がい者を含めた全ての村民のニーズに対応するとともに、地域福祉推進の理念の普及や地域福祉推進のための施策や事業の実施を図るため、村民参加による地域支え合い活動や、福祉・保健・教育関係計画との連携・整合性を図りながら策定しました。



4 計画の期間

この計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とします。なお、 計画策定後の社会経済情勢の変化への対応や他の計画との調整などの必要が生 じた場合には、見直しを行うものとします。

5 計画策定の方法

この計画の策定にあたっては、湯川村地域福祉計画策定委員会を設置し、ボランティア、福祉事業者、行政等の多様な主体が協働して福祉のむらづくりを推進していけるよう、これからの湯川村の地域福祉のあり方について協議を重ねてきました。

第2 地域福祉を取り巻く湯川村の現状と課題

1 各分野における現状と課題

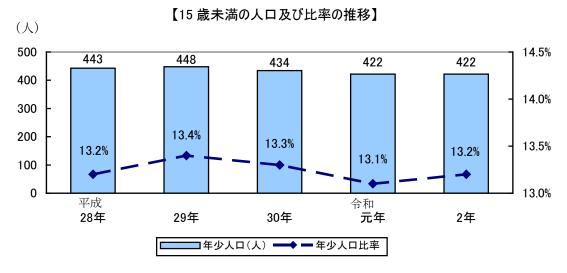
(1)子ども・子育て分野の現状と課題

① 次世代の現状

◆ 減少を続ける 15 歳未満の人口

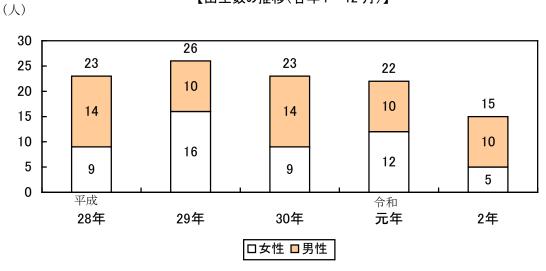
0歳~15歳未満の近年の人口は減少が続いており、令和2年は422人、総人口に占める比率は13.2%まで低下しています。

平成28年~令和2年の出生数の推移は、年によってばらつきがあり、令和2年には15人となっています。



住民基本台帳[9月末]

【出生数の推移(各年1~12月)】

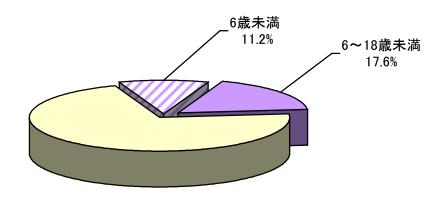


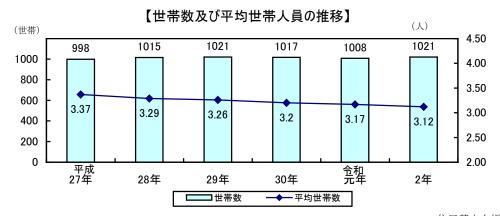
◆ 18 歳未満の子どもがいる世帯の状況

令和2年の18歳未満の子どものいる世帯(6歳未満11.2%、6~18歳未満17.6%)は28.8%となっています。子どものいる世帯の家族類型については、核家族世帯に比べてその他の親族世帯が多く、その他の親族世帯は6歳未満の子どものいる世帯では49.1%、18歳未満の子どものいる世帯では49.4%となっています。また、村全体の世帯数の推移をみると、平成27年から令和2年にかけて23世帯の増加となっています。平均世帯人員は、平成27年から令和2年にかけて0.25人の減少となっています。世帯数の増加、平均世帯人員の減少から、核家族化が進行していることがわかります。

核家族世帯の増加により、家庭内に子育て経験者がいない世帯や、地域のつながりの希薄化に伴い、身近に相談できる方がいないケースも増加し、育児に対する不安や支援サービスへのニーズが高まることが考えられます。家庭、学校はもとより、地域で子育てを見守り支援する体制づくりに取り組んでいくことが求められます。

【一般世帯総数に占める子どものいる世帯(令和2年)】





住民基本台帳 [9月末]

② 子ども・子育てに関する支援事業

本村では、保育サービスの充実や子育てに伴う経済的負担の軽減、また、相談体制や情報提供の充実など育児環境の向上に努めています。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、子どもを持つ保護者は、子どもとの時間を十分とれないこと、子どもが病気の際の対応や育児休業の取りづらさなど様々な不安や悩みをかかえている状況がうかがえます。

また、本村では働く女性が多く、核家族化も進んできているため、村と地域 住民との協働による子育て支援体制の充実や育児環境の向上を図っていくこと が求められています。

【子ども・子育てに関する主な事業ー令和2年度】

	【丁CV・丁月Cに因りる工は事末 7442年及】
項目	概 要
子育てに関する相 談・支援体制の充実	● 妊娠期からの切れ目のない相談支援体制として、子育て世代包括支援センターの機能を強化し、専門職による相談支援を充実させます。
	● 妊婦全戸訪問事業、産後ケア事業、乳児全戸訪問事業による支援体制を 強化します。
	● 「すこやかキッズ」の活動について、社会教育事業、子育て世代包括支援センターと連携を図りながら、支援をします。
	● ファミリー・サポート・センター事業の開設に向けた検討を含め、具体 的な議論を進めていきます。
子どもの健康支援体 制の充実	● 妊婦健康診査 15 回、産後健診 2 回が無料で受診できる体制が整備されて います。
	新生児聴覚検査が無料で受けられる体制が整備されています。
	● 定期予防接種を推進し、子どもの感染症等の予防に努めます。
	● 母子保健法で定められている健診(3ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児) 以外のきめ細かい健診・健康相談体制を継続し、子どもたちの健康支援を図 ります。
	● 1歳児健診から5歳児健診での対象児にフッ化物歯面塗布、幼稚園年中 児から中学3年生までの希望者に対してフッ化物洗口事業の実施により、む し歯になりにくいための支援を継続します。
	● 学校教育との連携を図りながら、食育、歯みがき教室、思春期講座等を 実施し、子どもたちの心身の健康を支援します。
	◆ 栄養相談・栄養指導を実施します。
	● 小学生を対象とした料理教室「子どもクッキング」「知恵袋クッキング」 を通しての食育を実施します。
	● 食生活改善推進員の活動を支援します。
経済的援助の拡充	● 児童手当制度の実施のほか、就学援助、乳幼児医療等の様々な経済的援助の制度の拡充を図ります。
子育てにやさしい環 境づくり	高まる保育事業に対し、今後も入所待機者ゼロ継続に努力します。
幼児教育の充実	 ● 幼稚園では、多様なサービスを提供する為の教諭等の確保に努め、土曜日や長期休暇時の預かり保育を継続していきます。
	● 保育所では、平成24年度より一時保育事業を開始し、保育サービスの充実を図りました。
	● 放課後児童クラブは、平成 21 年度に開設し、現在はユースピアゆがわで 行われ、土曜日、長期休業中も実施しています。今後も事業の充実をめざし ます。

項目	概 要
男女がともに子育て を担う社会づくり	● 子育てにおける父親の役割についての啓発や、父親の仲間づくりの機会 提供に努め、父親が子育てに参加しやすい環境づくりを推進していきます。
子どもの活動拠点の 充実	● 保育所では、令和元年度において1歳児保育室・調理棟の増改築を行い、 元年度より定員80名としました。
	● 統合幼稚園「ゆがわ幼稚園」が平成21年4月に開園しました。今後は、 職員の資質向上に努めながら、雇用の確保や運営体制の充実を図っていきます。
	児童公園の整備を推進するため、集落に対し整備費用の 2/3 を助成していきます。
子どもの権利を尊重 する社会づくり	■ 関係機関が連携して虐待などを未然に防ぐとともに、適切な対応を行っていきます。
	● 総合福祉ネットワーク会議等により、児童等の虐待及び関連福祉施策等 について、早期発見や解決のための適切な支援に向けて関係者が情報交換や ケース検討等を行います。
	● 障がい等のある子どもへの支援の促進として、乳幼児健診等で障がいが見られる子どもについては、保健センターで専門の医療機関を紹介したり、障がいを持つ子どもの親に対する心のケアを支援しています。就学及び就労に向けた早期からの対応・支援が重要であることから、教育支援委員会を開催し、保護者・学校・教育委員会等の連携のもと、その子にあった支援を行っています。
	ひとり親家庭の支援のため、相談体制の充実と援護制度の有効活用を図っていきます。
子どもの安全を守る 社会づくり	交通安全意識の向上や防犯体制の強化に努めます。交通上の危険な箇所への対応として、注意を促す看板の設置やカーブミラー、回転灯などの設置を進めています。また、標識や信号機等の設置に関しては、公安委員会へ要望し、交通安全施設の整備を図っていきます。
	● 交通教育専門員を2名配置し、各小学校等での交通安全教育を推進しています。今後も交通教育専門員を配置していきます。
	● 防犯灯設置については、集落内において街路灯(防犯灯)を整備する際、 設置に係る費用の 1/2 を助成しています。
	● 防犯協会役員による夜間等の防犯パトロールを引き続き実施していきます。
	● 児童公園遊具の点検を行い、集落に対し老朽化した遊具の修繕等を促します。
親になる次世代への 啓発	新たに親になる子どもたちに、乳幼児とふれあう機会の充実や年齢に応じた適切な性教育を実施し、親になるための準備としての成長を促します。
	● 性教育については、中学校で実施しています。学校と連携を図り、啓発 活動を行います。
子育て支援ネットワ ークの整備	● 子育て世代包括支援センター、保育所、幼稚園、学校など身近な施設を 相談の窓口として位置付け、どこに相談しても必要な支援を受けることがで きるようなネットワークの構築を検討します。
	● 総合福祉ネットワーク会議等により、児童等の虐待及び関連福祉施策等 について、早期発見や解決のための適切な支援に向けて関係者が情報交換や ケース検討等を行います。(再掲)
地域との連携	● 「すこやかキッズ」など子育てサークルの活動を支援していくとともに、 子育てに関する情報の積極的な広報を行っていきます。
	● 地域の子ども会などの組織と連携して、地域全体で子育てをサポートできる体制の確立を図っていきます。
	● 子どもたちと様々な世代の人がふれあう機会を提供し、世代間交流を推進していきます。

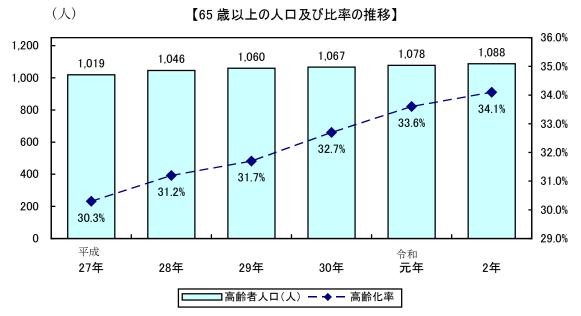
項目	概 要
人材育成と研修の充	村民を対象に研修や講座などを実施し、子育て支援に必要となる人材を
実	育成するとともに、その資質の向上をめざします。

(2) 高齢者福祉分野の現状と課題

① 高齢者の現状

◆ 高齢化率の推移

本村の65歳以上の高齢者人口では、平成27年の1,019人に対し令和2年では1,088人となり、69人(6.8%)の増加となっています。高齢化率においては、平成27年の30.3%から、令和2年では34.1%と5年間で3.8ポイントの増という状況となっています。



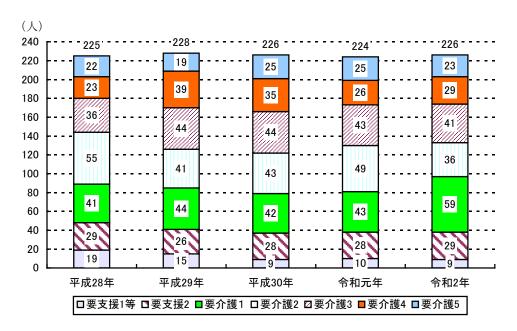
住民基本台帳[9月末]

◆ 認定者数の推移

本村の要支援・要介護認定者数は、令和2年時点で226人となっており、平成28年の225人と比較すると、1人(0.4%)の微増となっています。認定率(要支援・要介護認定者の高齢者数に対する割合)で見ると、平成28年の21.5%から令和2年では20.8%と0.7ポイントの減少となっています。要支援・要介護の認定区分別では、要介護1の方が増加傾向にありますが、要支援1、要介護2の方が減少傾向にあります。

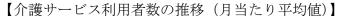
【認定日数の推修】 谷年9月美績							
	認定率	認定者数	高齢者人口				
平成 28 年	21.5%	225	1, 046				
平成 29 年	21.5%	228	1,060				
平成 30 年	21. 2%	226	1, 067				
令和 元年	20.8%	224	1,078				
令和 2年	20.8%	226	1, 088				

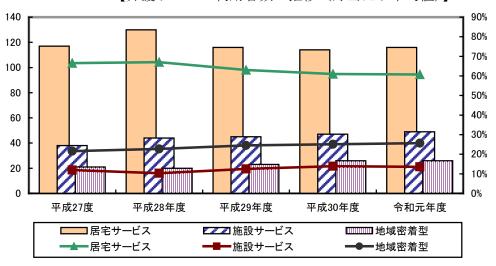
【認定者数の推移】 各年 9 月実績



◆ 介護サービス利用者の推移

介護サービスの利用者数は、令和元年度平均で 191 人 (居宅サービス:116 人、施設サービス:26 人、地域密着型サービス:49 人) となっており、第 6 期介護保険事業計画策定時の平成27年度平均の176人(居宅サービス:117人、施設サービス:21人、地域密着型サービス:38人)と比較すると、15人(8.5%)の増加となっています。居宅サービス利用者が微減の状況であるのに対し、施設、地域密着型サービス利用者の増加傾向という状況がうかがえます。





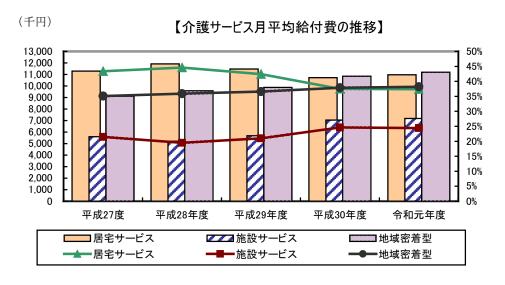
【利用者数の推移】

	利用者数(人)			構成比率(%)				
	居宅	地域	施設	計	居宅	地域	施設	計
	サービス	密着型	サービス	訂	サービス	密着型	サービス	ĦΤ
H27 年度	117	38	21	176	66.5	21.6	11.9	100.0
H28 年度	130	44	20	194	67.0	22.7	10.3	100.0
H29 年度	116	45	23	184	63.0	24. 5	12.5	100.0
H30 年度	114	47	26	187	61.0	25. 1	13.9	100.0
R 元年度	116	49	26	191	60.7	25. 7	13.6	100.0

※算出元データ:保険者向け給付実績交換情報

◆ 介護サービスの月平均給付費の推移

介護サービスの月平均給付費の推移については、令和元年で月平均約 29.3 百万円(居宅サービス:約11.0 百万円、施設サービス:約7.2 百万円、地域密着型サービス:約11.2 百万円)となっており、平成27年度の約26.0 百万円(居宅サービス:約11.3 百万円、施設サービス:約5.6 百万円、地域密着型サービス9.1 百万円)に対し、この4年間で3.4 百万円(12.7%)の増加となっています。令和元年のサービス構成割合では、居宅サービスが37.4%、施設サービスが24.4%、地域密着型サービスが38.2%となっています。



【月間給付費数の推移】

		給付費 (千円)			構成比率(%)			
	居宅	地域	施設	計	居宅	地域	施設	計
	サービス	密着型	サービス	訂	サービス	密着型	サービス	訂
H27 年度	11, 286	9, 111	5, 596	25, 993	43.4	35. 1	21.5	100.0
H28 年度	11,910	9, 588	5, 212	26, 710	44.6	35. 9	19.5	100.0
H29 年度	11, 471	9, 878	5, 683	27, 032	42.4	36. 6	21.0	100.0
H30 年度	10,727	10,844	7,042	28, 613	37.5	37. 9	24.6	100.0
R 元年度	10, 966	11, 200	7, 177	29, 343	37.4	38. 2	24. 4	100.0

※算出元データ:保険者向け給付実績交換情報、csv111

② 高齢者福祉に関する支援事業

本村では、高齢者が尊厳を持ち自分らしい生活を送れるように、地域の諸資源を生かしながら、保健福祉サービスや介護保険サービスの充実に努めています。また、全ての村民が高齢期において、社会の一員として多様な社会活動に参加し、自己実現を図ることができる社会的支援システムの構築にも努めています。

高齢化率の上昇や核家族化の進行など、本村の高齢者施策は様々な課題を抱えている現状にあります。こうした状況の中、本村に住む高齢者が安心して充実した高齢期を住み慣れた地域で過ごせるように、安否の確認、通院や買い物、ゴミだしなどの日常生活支援、緊急時の通報体制など、地域住民による支え合い、助け合いの体制確立を図っていくことが求められています。

【高齢者福祉に関する主な事業一令和2年度】

項目	概要
介護予防普及啓発事業	● 専門職による「運動器機能向上プログラム」「栄養改善プログラム」「口腔機能向上プログラム」及び「閉じこもり、うつ、認知症予防、支援」について、各地区介護予防教室の講師派遣や自宅へ訪問するなどして実施していきます。また、各種専門職が関わり、各種データを活用しながら個々の状態に応じた健康相談を行うと共に、適切な健診・医療・介護へつなげ、自立支援・介護予防・重症化防止を推進します。
	● 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、地区公民館での介護予防教室や講演会を開催しています。村民の自発的な活動を支援する施策の充実を図り、身近な場所で継続して参加できるよう介護予防の地域づくりを進めます。令和元年度実績 実施回数303回
地域介護予防活動支 援事業	● リーダー育成のためのボランティア連絡会を開催しています。新しいボランティアとの交流及び研修の場を設け、地域介護予防活動の支援を行い、またボランティア同士のネットワークの形成と知識の向上を図っていきます。令和2年度実績 連絡会2回
	地区介護予防教室に参加されていない方、未実施集落の方を対象として 保健センター等で保健師等が「転ばぬ先の体づくり体操」の実技指導を行い ます。
	● ミニデイサービス事業「ハッピーデイ」を社会福祉協議会に委託し、生活意欲の向上及び介護予防、社会的孤立感の解消を図ることを目的に実施しています。また、住民ボランティアが運営に参画することで、住民ボランティアの社会参加、地域貢献の意識を高め、生きがいづくりにつながるよう推進します。
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	● 介護予防ケアマネジメントの実施、地域の高齢者の実態調査や介護以外の生活支援サービスとの調整を図るなどの総合相談・支援事業に関するケアマネジャーへの助言や地域のケアマネジャーの連携・連絡体制づくり、権利擁護業務、地域ケア会議の充実を実施していきます。
在宅医療・介護連携 推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供するために、住民や地域の医療・介護関係者と地域のめざすべき姿を共有し、住民が安心して生活を続けられるよう、医療機関と介護事業所等の関係者との協議・連携を推進していきます。
生活支援体制整備事業	 地域包括ケアシステムの構築を目的に、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症等の増加により多様な生活支援・介護予防ニーズに対応するため、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置や協議体を設置し、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域づくりを推進します。
介護給付費適正化事業	● 介護保険制度の適正な運営がなされるよう、介護給付の適正化に向けて 給付適正化主要5事業(①要介護認定の適正化②ケアプラン点検③住宅改 修・福祉用具点検④縦覧点検・医療情報との突合⑤介護給付費通知)を実施 します。
訪問給食サービス (村社会福祉協議 会)	 要支援・要介護認定者で65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で、調理が困難な人などを対象に、訪問給食を高齢者の安否確認を兼ねて実施します。家庭環境や食生活の重要性を考慮し、訪問給食の必要な人にサービスを提供していきます。
ホームヘルプサービス	 自立と認定されたものの、援助が必要と判断された者を対象に、日常生活に不安のある、老衰や心身の障がい等の家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、食事や入浴などの介護や、掃除等の家事援助のサービスを実施します。 今後、日常生活支援総合事業に移行します。
ショートステイ事業	● 自立と判定され、社会的に生活が困難と認められた方に対し、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の空き室を利用して一時的に宿泊させ、生活習慣などの指導を行うとともに、体調調整を図る事業です。利用者は少なく、実績が少ない状況ですが、今後も事業を継続します。
日常生活用具給付	● 一人暮らし高齢者等に対し、日常生活用具(緊急通報システム、火災報

項目	概 要
	知器等)を給付、または貸与することで、日常生活の便宜を図ることを目的 とした事業です
寝具洗濯乾燥消毒サ ービス	 ● 寝具の洗濯乾燥消毒を行うサービスです。
在宅ねたきり高齢者 等紙おむつ給付事業	● 在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者を対象に、四半期ごとに年 4 回の 紙おむつ支給を行います。
在宅ねたきり高齢者 等介護慰労金	● 在宅の寝たきりの高齢者と同居し、その者を現に介護している方に対して介護者慰労金を支給します(年15万円)。
高齢者移動支援事業	● 移動手段を持たない高齢者の通院支援、買い物支援、又は高齢者の引き こもり予防のための外出支援や様々な社会活動への参加を目的とし、高齢者 タクシー及び路線バス利用助成事業です。
冬季生活支援事業	● 高齢者のみの非課税世帯に、冬季採暖に必要な暖房用灯油購入費の一部を助成することによって、冬季間の生活の安定を図ります。
敬老会	● 多年にわたって社会の発展に寄与してきたご苦労をねぎらうとともに長寿を祝すため開催し、敬老祝金を支給します。
地域包括支援センター	● 平成29年度より村直営とし、福祉分野の様々な相談・支援を行うことを 目的とした総合相談窓口です。村民の心身の健康を維持しながら、住み慣れ た地域で安心して暮らしていけるよう努めていきます。
高齢者コミュニティセンター(村社会福祉協議会)	● 高齢者の社会参加、相互の親和を図る施設として、広く利用され、指定 管理者である社会福祉協議会に運営を委託しています。高齢者活動の拠点の 一端を担う施設として位置づけ、老朽化の改善を図りながら、有効活用を図 っていきます。
保健センター	 保健活動の拠点として、保健師及び栄養士、歯科衛生士等の専門職種を配置し、健康教育、健康相談、健康診査など、多岐にわたる保健業務を行っています。保健福祉の総合相談窓口としての村民の健康づくりの拠点施設として運営強化に努めていきます。
養護老人ホーム	• 原則 65 歳以上の高齢者で、身体上、精神上、環境上の問題があり、かつ 経済的に困窮している家庭において生活することが困難な方が対象となっ て入所できる施設です。今後も本村では大幅な入所増加は見込まれないこと から、村内での施設整備は行わず、広域的な観点から、近隣市町村の既存施 設を利用できるよう対応していきます。
老人クラブの活性化	 村内に6つの単位老人クラブがあり、主に社会奉仕活動、生きがいを求めるための各種活動や健康づくりのための活動を実施しています。今後、高齢者の社会活動を促進し、高齢者の生活を健全で豊かなものにするために、老人クラブの行う教養学習活動、社会奉仕活動、健康増進事業、リーダー層の育成などを支援するとともに、魅力あるクラブづくり、新規会員の加入促進のための、多様な活動の展開を社会福祉協議会が中心となって促進していきます。
高齢者の学習機会の 確保・提供	● 現在、高齢者学級やいきがい講座をはじめ、多種多様なサークル活動を 展開しています。今後も、各種講座・サークル活動等を通して、多様な学習 機会を提供していきます。
生涯学習の推進	 ● 高齢者を対象に、こころとからだの健康と生きがいづくりや福祉の問題、 高齢者と若い世代の相互理解、情報提供や相談、そしてそれらの活動の場の 提供を行っています。今後、これまで以上に健康寿命の延伸と生きがいづく りにつながる学習機会の提供に努めます。
	● ボランティア活動や村民の学習活動における指導者・助言者として、高齢者が活躍できる機会の場所を提供し総合的に推進していきます。
シルバー人材センタ ーの育成	会津坂下町と湯川村の共同支援による広域シルバー人材センターが、平成27年度に開設したことにより、就業情報や就業機会を提供し、高齢者の就労、生きがいの充実や地域の活性化を図っていきます。
高齢者の虐待防止対 策	高齢者の虐待に関しては、虐待の事例調査、状況把握、対策のための連携協力体制の構築や組織体制の整備などを進めていきます。

項目	概 要
	 役場窓口・地域包括支援センター・保健センター・高齢者コミニュティセンターの各施設に高齢者虐待防止のための相談窓口を設置し、村民への広報や関係事業者等への周知、虐待に対する相談など、早期発見早期対処ができるよう努めていきます。
成年後見制度の利用 促進	● 高齢者等の財産と権利を守るため、成年後見制度の普及及び啓発や利用 支援を進めるとともに、地域包括支援センターが中心となり、利用に関わる 関係各機関との連携を図りながら、財産管理、各種申請手続等の場面におけ る権利擁護のための相談・支援体制の充実を図り、今後、地域の権利擁護の 支援等を行う中核機関の設置について近隣市町村と連携しながら検討を進 めていきます。
	 ● 村社会福祉協議会事業である日常生活自立支援事業を普及・促進し、判断能力が不十分な認知症高齢者等に対する施策を充実していきます。
	村社会福祉協議会、役場窓口、地域包括支援センターでの相談や手続き申請、情報提供を行えるよう、身近な地域の権利擁護に関する窓口を整備していきます。
認知症の予防と介護 者への支援	■ 認知症に対する相談体制は、権利擁護事業により役場福祉担当や地域包括支援センター、保健センターが主な窓口となり対応しています。
	● 気軽に相談や受診ができるかかりつけ医や、各種健診、訪問調査などにおいて、軽度認知症を早期に発見し、治療や行政のサービスの利用に結びつけることができる体制を整えるため、主治医や関連機関との連携を緊密にし、認知症高齢者ができるだけ住み慣れた地域で自立し安心した生活がおくれるよう対応していきます。
	■ 認知症の方の権利擁護に努めるため、村社会福祉協議会と連携していきます。
	■ 関係機関と連携しながら、認知症についての知識を深めるため、認知症 サポーター養成講座を実施していきます。
一人暮らし高齢者等 の見守り・話し相手 の確保	● 一人暮らし高齢者に対して、民生児童委員、地域包括支援センター、保 健センター、近所の人達やボランティア団体が、安否確認を兼ねて対象者の 自宅に訪問し、見守り・話し相手となることで対象者の孤独感や不安の解消 を図っています。
	 ■ 緊急連絡カードを配付し、必要な情報を書き留めておくことにより、緊 急時、迅速な対応につながるよう支援します。
高齢者を犯罪や災害 から守る	■ 福祉、防犯、交通安全などの様々な分野が連携し、悪質商法からの被害防止対策や、高齢者の日常生活を守り、緊急時に適切に対応できるよう防犯・安全対策を実施するとともに、推進を図っていきます。
	 自分一人では避難できない高齢者等の災害時要援護者の避難について、 湯川村防災計画に基づき対策を講じます。災害発生時に安全かつ円滑に避難 できるよう、「避難行動要支援者名簿」を活用し、関係団体との連携のもと、 防災関係機関や民生児童委員・地域住民等と協力して、高齢者一人ひとりに 関する避難体制の整備を推進します。
	● 消防署の協力を得ながら、ひとり暮らし高齢者世帯を中心に「防火安全 指導」を実施し、住宅用火災報知器の設置や火災予防の啓発活動を推進して いきます。
誰にでもやさしい生 活環境づくり	● 村内の公共施設においては、バリアフリーの整備が進んでいないのが現状ですが、集会所のバリアフリー化について一部助成を行っており、今後は、高齢者のみならず利用する人すべてに対応した設計を、緊急性と財政面を考慮しながら未整備の施設について進めていきます。これについては、公共施設だけでなく、民間施設などに対しても、積極的に整備するよう啓発を行っていきます。
	幹線道路での高齢者を含む歩行者の安全を図るため、歩車道の分離化を 進めており、その際に歩車道の段差を無くし、ユニバーサルデザイン化に努 め、高齢者も歩行しやすい歩道の整備を進めています。今後も継続して道路 整備を実施し、高齢者だけでなく村民すべてが安全で暮らしやすい道路づく

項目	概 要
	りを進めていきます。
	● 住居環境については、介護保険サービスによる各家庭での住宅改修は実施されているものの、高齢者のための住宅整備、改造等はあまり進んでいないのが現状です。今後は、高齢者に対応した住宅整備の啓発、各種関連制度の広報、高齢者住宅情報の提供を促進します。

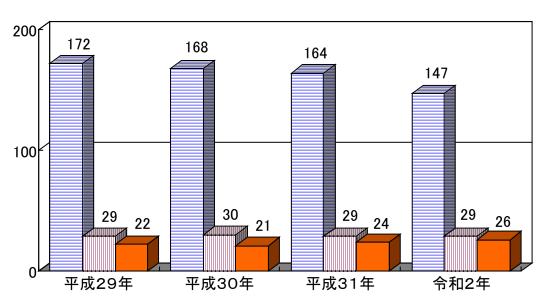
(3) 障がい者(児) 福祉分野の現状と課題

① 障がい者(児)の現状

◆ 障がい者手帳交付状況

令和2年3月末時点の本村の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付人数は、身体障がい者数147人(身体障がい者手帳交付者数)、知的障がい者数29人(療育手帳交付者数)、精神障がい者数26人(精神障がい者保健福祉手帳交付者数)で、手帳交付保持者合計で202人となっています。障がい別では、この3年間で精神障がい者保健福祉手帳保持者の方が4人増加、身体障がい者手帳保持者の方が25人減少しています。総人口に対する割合も、3年間で0.34ポイント減って6.34%に減少しています。

【障がい者手帳交付状況(各年3月末現在)】 (人)



□ 身体障がい者手帳 □ 療育手帳 □ 精神障がい者保健福祉手帳	Ę

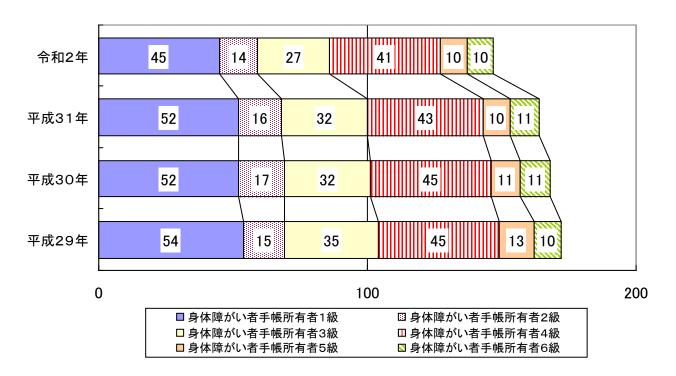
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
身体障がい者手帳(人)	172	168	164	147
療育手帳(人)	29	30	29	29
精神障がい者保健福祉手帳(人)	22	21	24	26
合計(人)	223	219	217	202
総人口(人)	3, 336	3, 262	3, 217	3, 184
総人口比	6. 68%	6.71%	6. 75%	6. 34%

※総人口は、各年3月末住民基本台帳人口

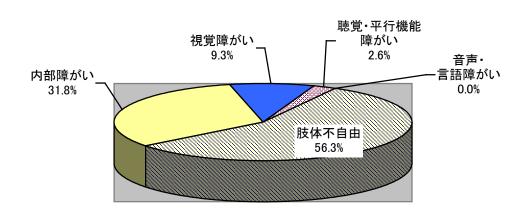
◆ 身体障がい者手帳交付状況

令和 2 年 3 月末時点の身体障がい者手帳所持者数は、147 人(1 級:45 人、2 級:14 人、3 級:27 人、4 級:41 人、5 級:10 人、6 級:10 人)となっています。等級別の交付では、この 3 年間で、全体的に減少しています。障がい種類別の交付状況は、令和 2 年では肢体不自由が 56.3%と 5 割を超え、次いで内部障がいが 31.8%となっており、2 つの障がいが約 9 割を占めている状況です。

【身体障がい者手帳級別交付状況(各年3月末現在)】 (人)

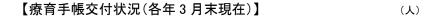


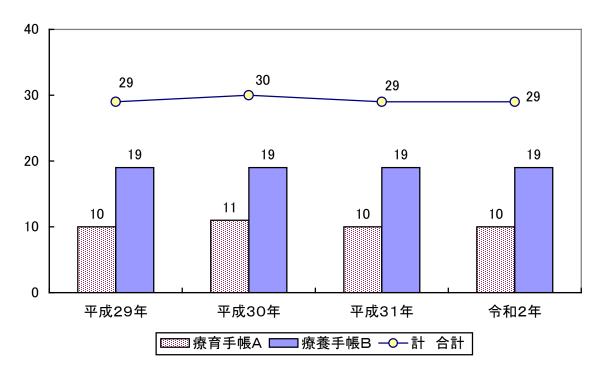
【障がい種類別交付状況(令和2年3月末現在)】 (%)



◆ 療育手帳交付状況

療育手帳交付人数は、令和2年3月末時点で29人となっています。平成29年からの推移では、3年間で人数及び手帳区分に変化はありませんでした。





◆ 精神障がいのある方の状況

精神障がい者保健福祉手帳交付数は、令和2年3月末時点で26人となっています。また、治療を受けている精神障がい者数は、令和2年3月末時点で42人となっています。

【精神障がい者保健福祉手帳保持者・公費負担制度利用者の状況

(各年3月末現在)】	(人)	

精神障がい者数の推	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	
精神障がい者保健福祉手	2	2	2	2	
精神障がい者保健福祉手	17	14	18	18	
精神障がい者保健福祉手	3	5	4	6	
手帳所持者計 合計		22	21	24	26
治療を受けている患者	38	39	41	42	

② 障がい者福祉に関する支援事業

障がい者の「完全参加と平等」を目指し、国では、平成5年の障害者基本法の制定をはじめ、障がい者プランの策定、平成12年には社会福祉事業法等の改正、精神保健福祉への取組みなどを進めています。さらに、平成18年には障害者自立支援法が施行され、障がい共通のサービスの実施、就労支援の抜本強化、国の財政負担責任が明確化されました。平成24年には、障害者自立支援法に代えて、新たに障害者総合支援法が制定され、制度の谷間のない支援を提供する観点から難病患者が障がい者福祉の対象に含まれることになりました。平成25年には障害者差別解消法が制定され、障害を理由とする差別の解消、相互の人格と個性を尊重した共生社会の実現を目標とするなど、障がい者施策が大きく変わりました。

本村でも、政策課題やサービスの実施状況を検証するとともに、村民の現在、 将来にわたるサービス利用ニーズ等をふまえ、誰もが地域でいきいきと安心し て暮らせる村づくりを進めています。

しかし、障がい者の中には、将来に不安を感じていたり、地域住民ともっと 交流をしたい、ノーマライゼーションに対する理解が十分ではないと感じてい る方も少なくありません。障がい者が生活面で自立し、安心・安定した生活を 送れるように、地域住民の理解と協力に基づく支援体制の充実が求められてい ます。

【障がい者福祉に関する主な事業ー令和2年度】

項目	概 要
居宅介護	■ 居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	● 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	● 視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、 外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際 に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括 支援	● 重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援(通所によるものに限る)を包括的に提供します。
生活介護	• 入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供 その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつ き、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及 び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生 活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生 活能力の向上のために必要な援助を行います。

項目	概 要
自立訓練 (機能訓練)	 ● 障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	 ● 障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	• 就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 A 型	 ● 企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に 就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会 の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、そ の他の必要な支援を行います。
就労継続支援 B 型	● 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所 に雇用されていた障がい者であって、引き続き当該事業所に雇用されること が困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至 らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、 生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の 向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	● 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
自立生活援助	● 居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
療養介護	• 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における 介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介 護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能 訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の 世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療とし て提供します。
短期入所	 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において自立した日常生活を営む上で、日常生活上の援助が必要な 方に対して、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事 の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
児童発達支援	◆ 未就学の障がい児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活 における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行 います。

項目	概 要
放課後等デイサービス	● 学校に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に児童発 達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との 交流の促進を行います。
保育所等訪問支援	● 保育所等に通う障がい児につき、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達 支援	 重症心身障がい児等で障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難なものにつき、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
相談支援事業	● 障がい者等、障がい児の保護者、障がい者の介助を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供などを行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支 援事業	● 成年後見制度を利用する必要がある方に対して、登記手数料や後見人の 報酬等を補助します。また、制度利用の促進を図ります。
意思疎通支援事業	● 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意志疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳及び要約筆記者等を派遣し、意志疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等 事業	● 障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常 生活の便宜を図り、障がい者等の福祉の増進を図ります。
移動支援事業	■ 屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出 や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センタ ー事業	● 地域活動支援センターを通じて、障がい者等に創作的活動又は生産活動 の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。
日中一時支援事業	● 障がい者等の活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的 な訓練その他の支援を行います。また、障がい者等の家族の就労支援及び日 常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
訪問入浴サービス事 業	● 障がい者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がい者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
更正訓練費給付事業	● 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者などに更正訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
知的障がい者職親委 託制度事業	● 知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を 行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場に おける定着を高め、知的障がい者の自立更生を図ります。
生活サポート事業	 ● 介護給付費等の支給決定を受けられない者に対し、必要と認められる場合には、居宅介護従事者等を居宅に派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行います。
福祉ホーム事業	● 社会復帰を希望し、住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で 生活の場を提供し、自立的な生活が送れるように援助します。
冬季生活支援事業	重度の障がい者がいる非課税世帯に、冬季採暖に必要な暖房用灯油購入 費の一部を助成することによって、冬季間の生活の安定を図ります。

第3 基本構想

1 基本的視点

福祉ニーズは今後もさらに増大・多様化すると考えられます。

高齢者分野では、介護が必要な人の割合の上昇が見込まれ、老老介護や認知 症など介護環境の課題への対応が求められています。また、介護状態になるの を予防したり、要介護状態が進まないようにする介護予防の取り組みが広がり をみせています。

障がい者分野では、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実、 地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備を図り、地域と交わる暮らしの拡大を図ることが必要となります。

子ども・子育て分野では、少子化が進む中、保育サービスニーズの多様化、 支援が必要な子ども・家庭の増加などが見込まれます。加えて、青少年や中高 年層では、生活不安、ストレスの増大、家庭内暴力や虐待、ひきこもり等の新 たな課題も顕在化しています。

これに対応していくためには、行政やサービス事業者の対応に加え、分担したり、連携しあって取り組む手法が不可欠です。

そのための視点として、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の考え方があります。

まず、村民の自助努力と、住民同士・地域での互助・共助が行われ、自助や 共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる公助で補完するという ことが前提と考えられます。

一人ひとりが地域の一員として周りのことを気にかけながら、「互助や共助」 の活動を高めていくこともこれからの地域福祉に求められています。

【基本的視点】

地域福祉の推進(社会福祉法第4条より)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。



2 基本理念

第五次湯川村振興計画では、むらづくりの将来像を「おいしいお米と豊かな 風土 みんなで創ろう 笑顔あふれる 湯川村」とし、福祉・健康分野の基本 目標を「**いつも健康で共に支え合える むらづくり**」としています。

また、新しいむらづくりの基本理念を、以下のように記しています。

● 村民が主役のむらづくり

むらづくりの主体は言うまでもなく生活者である村民です。村民 と行政の協働体制の充実に努め、村民が主役のむらづくりの推進に 努めます。そこで、村民自らつくる活力あるむらづくりを推進して いきます。

● 健康から始めるむらづくり

むらづくりの基本は人づくりから始まりますが、活力あるむらづくりを推進するには、村民一人ひとりが心身ともに健康であることが重要です。本村においても、高齢化の進展と多様な生活習慣病が増加しており、近年増加を続ける医療費や介護の負担など社会的にも大きな課題となっています。「健康づくり」は多方面にプラス展開する要素を持ち合わせていることから、健康づくりから始めるむらづくりを推進していきます。

● 環境と共生したむらづくり

近年、地球環境問題への関心の高まりとともに、心の豊かさや自然志向へと村民の意識が変化している中、かけがえのない財産である水や緑などの自然環境を保全することが最も重要です。次世代に引き継ぐべき自然環境を保全しながら、生活に必要な環境整備を進めるなど、環境と共生したむらづくりを推進していきます。

本計画では、振興計画の将来像や福祉・健康分野の基本目標、むらづくりの 基本理念等を踏襲しながら、より実効性のある地域福祉活動が展開されるよう 目指していきます。

村全体で地域福祉について理解を深め、村が一体となって地域福祉活動を展開する環境づくりを進められるように、前計画の基本理念を継承し「地域が共に支え合い、みんなで創る人にやさしいゆがわむら」とし計画の推進に努めます。

【基本理念】

地域が共に支え合い、みんなで創る 人にやさしいゆがわむら

3 めざす方向

福祉の心を育て 支え合う

福祉意識の高揚と「包括的」 な相談・支援体制

地域が共に支え合い、みんなで創る 人にやさしいゆがわむら

湯川村地域福祉計画

自立した暮らし を支える 福祉サービスの 適切な利用 地域福祉活動への 主体的な参加 地域資源の掘り起こし、 有効活用

4 基本目標

「地域が共に支え合い、みんなで創る 人にやさしいゆがわむら」の推進に向け、以下の3つの基本目標を設定し、湯川村の地域福祉活動の諸施策を展開します。



福祉の心を育て支え合う

【福祉意識の高揚と「包括的」な相談・支援体制】

" 困ったときはお互い様 " の気持ちでいられることが、地域コミュニティを育てることにつながり、支え合い安心して暮らせる地域づくりへと広がっていきます。

福祉の心を育て、わかりあって支え合える地域をめざします。

そのため、福祉・保健、その他生活関連分野にまたがるサービスや人材を総合的に活用できるような体制を整えていきます。

目標2

自立した暮らしを支える

【福祉サービスの適切な利用】

生活水準の向上や情報技術の発展等により、村民の生活の周りにはあらゆる ものや情報があふれています。福祉・保健サービスにおいても、様々なサービ スが提供され、またサービス利用の仕組みも契約に基づく利用制度へ移行され ました。このような変化の中、サービスが必要な人がサービスを利用しながら 自立した暮らしを営めるように支援する体制づくりが重要です。

すべての人が、自分に合った適切なサービスを選択し自己決定できるよう、 必要な支援を行うとともに、自分らしく自立して生活できるむらづくりを進め ます。

また、バリアフリー化とユニバーサルデザインの視点に立ったむらづくりの 推進により、障がい者や高齢者だけでなく、すべての人が生活しやすい生活環 境や居住環境の整備を進めます。

さらには、災害時要援護者に対する避難支援体制を構築していきます。



地域福祉活動への主体的な参加

【地域資源の掘り起こし、有効活用】

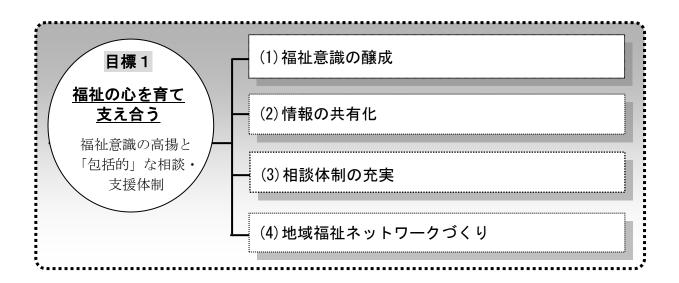
地域の福祉課題や村民ニーズに的確に対応するには、施設や設備、人材、組織、情報など様々な地域資源を有効に活用していく必要があります。

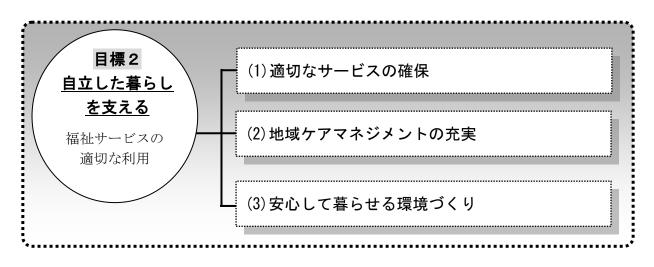
そのため、村民、村社会福祉協議会、その他の社会福祉法人、企業など、多様なサービス供給主体の協働により、湯川村の福祉環境の向上を図ります。

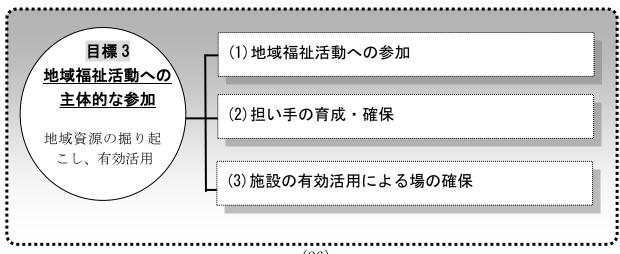
5 湯川村地域福祉計画の体系図

基本 理念

地域が共に支え合い、みんなで創る 人にやさしいゆがわむら







基本施策

第1 福祉の心を育て支え合う

1 福祉意識の醸成

地域福祉活動への村民の自主的・自発的な活動を促進していくには、福祉に 対する村民の正しい知識と理解が必要です。

本村では、村民が福祉に対する関心を持ち、福祉活動に積極的に参加するように、学校教育や社会教育、イベント・行事などを通じて福祉教育や啓発活動などを推進しています。

村民が、障がい者や高齢者、子育て家庭など、様々な立場・状況にある方々について理解を深めていくとともに、身近な地域に内在する諸問題に目を向け、考え、問題解決に向けて自ら行動を起こしていけるように、地域、学校、事業所、家庭など、あらゆる場面・機会を通じて福祉意識の醸成を図っていくことが求められています。

村民に期待したいこと

- 障がいに対する知識・理解を深めましょう。
- 自分が暮らしている地域が安全で、安心して暮らしていけるように、自然環境やゴミ 問題、福祉の問題をはじめとする地域の諸問題に関心を持ち、自分ができることを地域 社会に還元するようにしましょう。
- 家族や友達など、身近な人と福祉について話し合いましょう。
- 福祉や地域社会に関する勉強会や講演会などに積極的に参加しましょう。また、家族や友達を誘いましょう。

(1)人権・福祉教育の推進

ア 家庭教育における人権・福祉教育の推進

人権意識や福祉意識は家庭環境の影響が大きいことを保護者が認識し、保護 者自身が日常生活を通じて身をもって子どもに示していくように啓発します。

イ 学校教育・社会教育における人権・福祉教育の推進

村内の小・中学校では、各校の創意工夫により、教科や道徳の時間などを中心に、福祉教育を行うとともに、「地域学校協働活動」を通して、地域の将来を担う人材の育成や、学校と地域のつながりを深めます。

地域のボランティア活動事例を紹介しながら、より村民のボランティア意識 が高まるよう推進します。

ウ 福祉に関する講座の充実及び参加促進

村社会福祉協議会と連携し、人権や福祉に関する講座の充実及び参加促進を図ります。

エ ノーマライゼーション はの推進

ノーマライゼーションの理念を推進し、お互いの生き方や人権を尊重できる、 差別や偏見のない「共に生きる」社会の実現を目指します。

オ 人権に関する行事の実施

「人権週間」「障がい者の日/障がい者週間」等において、村民の人権に対する理解と認識が深まるように行事等を開催します。

(注1 福祉の基本理想の1 つ。障がい者や老人が特別存在と見られることなく,ふつうの人間として扱われること。

(2)福祉意識の高揚

ア 村職員の福祉意識の自己啓発

自治体職員として、日ごろから福祉に対する認識や理解を深め、県、国、関係機関と連携しながら人権侵害や福祉問題への対応の強化を図ります。

イ 多様な情報媒体を活用した福祉情報等の提供

村民が人権や福祉に対する認識と理解を深めていけるように、広報等の情報媒体の活用を図ります。

ウ イベントや講演会等の開催

村民の福祉意識の高揚を図るため、イベントや講演会等の開催及び村民の参加促進を図ります。

エ 交流事業の推進

他者を思いやり気遣う心が育まれるように、敬老会や村民運動会、勝常寺念 仏踊りや集落に伝わる伝統行事などを通じて、高齢者や子ども、障がい者等と 直接触れ合う機会の充実を図ります。また、福祉関連施設の見学会などを開催 し、福祉に対する理解を深めていきます。

(3)子育て支援の意識啓発

ア 子育て学習等の推進

若者が子育てに関する理解を深め、子育ての喜びや楽しみを実感できるように、公民館、学校、保育所等を活用して子育てに関する学習や子育て交流事業を推進します。

イ 子育て支援の意識啓発

地域、学校、行政等社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図るため、村 民一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育ての喜びや楽しみを共感できるよう な取組みを推進します。

(4)自治意識の高揚

ア 啓発活動の推進

多くの地域住民が身近な地域の問題に気づき、解決に向けて活動するきっかけとなるように、広報やイベント等を通じて、啓発活動を展開します。

イ 地域の問題・課題の洗い出し

地域の問題・課題を洗い出すため、調査・点検や地域住民を交えた懇談会等 を開催します。

2 情報の共有化

核家族化や都市化が進む中、子育てや介護をはじめ多様な情報が求められています。村民に正確で分かりやすい情報がいつでも提供できるように、そして、 各機関、団体との連携により、行政以外の地域全体の情報も村民がいつでも得られるように、総合的な情報の提供を図っていきます。

また、高齢者や障がい者の情報収集やコミュニケーションがより円滑になるように、点訳・音訳・要約筆記等については、広域的な支援策を検討していきます。

村民に期待したいこと

- 広報ゆがわや村のホームページ、区の回覧には、村からのお知らせや、各種 事業等に関する色々な情報が記載されています、確認していきましょう。
- 同じ不安や心配がある人と、お互いの情報交換に努めましょう。
- 支援や介護が必要な時に制度やサービスが利用できるように、日頃から制度 やサービスに関心を持ち、知識を身に付けるようにしましょう。
- 介護や支援を必要とする人達に、各種制度やサービスの利用についてアドバイスをしましょう。

(1)総合的な情報提供体制の整備

住民課を中心に庁内各課が協働し、関係機関や関係団体との連携を図りながら、情報の共有化に努め、総合的な情報提供体制の構築を推進します。

(2)情報提供手段の拡充

広報誌やインターネットなど多様な媒体を活用し、村民が必要な時にいつでも情報を入手できるように情報提供手段の充実に努めます。

(3) 高齢者分野の情報の提供

ア 制度やサービスの周知・浸透

介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどが活用しやすくなるように、見 やすさ、分かりやすさに留意しながら情報を発信します。また、民生児童委員 の協力のもと、制度やサービスについて地域住民への浸透を図ります。

イ 認知症についての周知

認知症に関する認識が深まるように、広報誌、ホームページなどの活用や、 認知症サポーター養成講座の開催を図ります。

(4)子ども・子育て支援分野の情報の提供

ア 子育で情報の積極的な提供

ホームページやパンフレットなどを通じて、村及び関係機関で実施している 各種サービスや子育てグループの活動状況などの情報を提供します。

子どもの発達段階に応じた家庭教育のあり方について、ホームページなどを 活用して情報を提供していきます。

イ 虐待についての周知

虐待に関する認識が深まるように、パンフレット、広報誌、ホームページなどを活用するとともに、虐待を見かけた場合の通報先や通報者の守秘義務について周知します。

(5)障がい者分野の情報の提供

ア 情報のバリアフリー化の推進

村社会福祉協議会及びボランティア団体と協力し、視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーションや情報入手の拡充を図るため、点訳・音訳ボランティアの養成や手話ボランティア等の養成と派遣については、広域的な取り組みを検討します。また、障がい者との交流を通じて要望事項を集約し、実現に努めます。

イ 就労や住居に関する情報の収集及び提供

地域で安定した生活が送れるように、就労面や住居面の情報提供の充実を図ります。

ウ 障がい者及び障がいに関する理解の浸透

障がい者及び障がいに関する理解が深まるように、広報誌、ホームページなどを活用します。

3 相談体制の充実

村民の生活の中で抱えるさまざまな課題を解決していくためには、適切な相談体制が求められています。

本村では、村の窓口や、地域包括支援センター、保健センターなどで、子育 てや高齢者の介護、障がい者の自立・社会参加等の相談やアドバイスを行って います。

近年は介護保険サービスや障がい福祉サービスの利用に当たっては、利用者はサービスや制度に対して十分な知識と理解をもつ必要があり、相談窓口の役割は重要性を増しています。

相談者によっては、多様なニーズを抱えている場合もあり、相談支援機関相互の連携を図りながら総合的な相談支援体制の構築を図っていく必要があります。

村民に期待したいこと

- 心配ごとや悩み事を相談できる機関について、把握しておきましょう。
- 心配ごとや悩み事などがあった場合は、村の窓口や専門機関に早めに相談しましょう。
- ご近所との交流を深め、心配ごとや悩み事を相談できる関係を築きましょう。
- 相談を受けたら、必要に応じて相談機関や民生委員等に連絡しましょう。

(1)相談機能の強化

多様化するニーズへの的確な対応や今後の地域福祉推進のため、村の窓口、 地域包括支援センター、保健センターなど各相談機関の相談業務を担う職員の 配置と資質の向上に努めます。また、村民が福祉・保健サービスを必要なとき に各分野にわたるサービスを複合的に利用できるよう、総合的な相談機能の整 備に努めます。

(2)子育て家庭への対応

本村では、平成30年度より子育て世代包括支援センターを設置し、子ども とその家庭に係る相談に対応しており、相談業務がより効果的に行われるよう に、専門の相談員の配置や相談員の資質の向上を図るなど、より主体的に児童 の相談業務を担う体制の充実を図ります。

また、児童虐待の防止や保護者の育児不安の解消を図るための相談指導体制の充実や、児童虐待に関する村民への情報の周知などを図ります。

(3) 高齢者や障がい者への対応

地域包括支援センターの相談員などを対象に、研修会への参加を呼びかける とともに、参加しやすくなるような体制づくりに努めます。

高齢者や障がい者の権利擁護等に関する相談については、内容に応じて弁護士等への協力依頼や専門機関への依頼などを行います。

(4)人権侵害や社会的弱者への対応

生涯にわたり一人ひとりの人権が尊重されるよう、村社会福祉協議会、人権 擁護委員とともに、人権相談の窓口機能の向上を図りながら、民間の人権擁護 関係機関との連携を深め、人権侵害への対応の強化を図ります。

(5)ドメスティック・バイオレンスへの対応

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の浸透を図り、被害者に対する支援を強化します。

また、ドメスティック・バイオレンスに関する相談に適切に対応するとともに、 相談来訪者の利便性を図るため、関係機関相互の連携強化を図ります。

(6)低所得者への対応

生活の状況に応じ、幅広い相談・助言を行うため、各種機関が実施する助成、 支援情報の収集に努め、個々に応じた適切な福祉サービスの情報提供と相談体 制の充実を図ります。

生活困窮者に対する相談支援事業、住居確保給付金の支給等の支援を行うための措置を講ずることを定めた、生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行されました。村の相談体制の充実とともに、関係機関と連携し必要な支援を行います。

(7)健康相談の充実

医療機関との連携強化を図り、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくことができるよう、健康に関する各種相談に適切に対応できるような体制づくりを図るとともに、自殺予防対策を進めます。

4 地域福祉ネットワークづくり

村内には、介護予防や高齢者の暮らしを支援する地域包括支援センター、村 民の健康づくりを支援する保健センターなどがあり、村民の相談やアドバイス、 サービスの紹介などを行うとともに、村民同士の交流やネットワークづくりの 促進を図っています。

村民のニーズが高度・多様化するなか、村及び関係機関、施設においても、 村民の生活を効率的、効果的に支援していくには、保健・医療・福祉の各分野 が連携したサービス提供や相談を行っていく必要があり、村と関係機関、関連 施設とのネットワークづくりは重要な課題となっています。

日々の暮らしを安心して快適に過ごせる地域社会を築いていくため、村、関係機関、施設、団体、村民が互いに連携し協力していきます。

村民に期待したいこと

- 自分が参加している団体・サークル以外の活動にも関心を持ちましょう。
- 他の団体・サークルで活動している人とのコミュニケーションを図りましょう。

(1)関係機関との連携及び調整

保健・医療・福祉などの連携による総合的なサービスが提供できるように、 各関係機関とのネットワークを充実します。

(2)ネットワークの充実

ア 子育て支援に関するネットワークづくりの推進

保育所や公民館等における子育てサークル活動等の情報の収集・提供に努めるとともに、子育てサークル相互の交流を促進し、ネットワークの形成を図ります。

イ 児童健全育成のためのネットワークの充実と拡大

青少年にとって有害な情報の排除や健全育成に向けて、各青少年関係機関・ 団体との連携を強化します。

ウ 総合福祉ネットワークの形成

児童や障がい者、高齢者等の虐待及び関連福祉施策等について、早期発見や 解決のための適切な支援に向けて関係者が情報交換やケース検討等を行います。

第2 自立した暮らしを支える

1 適正なサービスの確保

本村では、誰もが健やかに安心して暮らせるように、福祉サービスの充実を 図っています。また、サービス利用者の意志や希望に基づき適正なサービスが 利用できるようにサービス提供基盤の充実に努めています。

村民が必要なサービスを安心して利用できるように、民生児童委員や社会福祉協議会、サービス提供事業者と連携を図りながら福祉サービスの評価システムの検討や情報集積及び情報発信し、周知に努めていきます。

村民に期待したいこと

- サービス利用者が安心して良質のサービスを利用できるように、制度やサービスについて気づいたことがあった場合には、積極的に発言しましょう。
- 制度やサービスについて理解を深めるよう心掛け、地域での周知に努めましょう。
- 制度やサービスが必要と思われる方がいたら、関係機関等に連絡してつなげま しょう。

(1)利用者本位のサービスの確保

ア 多様なニーズに対応できるサービスの充実

預かり保育、一時保育、放課後児童クラブなど、子どものいる家庭の多様なニーズに対応できるよう、NPO法人や民間事業者とも広域的に連携を図りながら、サービスの充実を検討していきます。また、支援や介護を必要とする高齢者や障がい者及び家族の日常生活や社会生活が向上するように、介護予防サービスや介護保険サービス、障がい福祉サービスなどの充実を図ります。

イ 制度やサービスの普及

制度やサービスの周知・円滑な利用に向けて、介護保険制度や障がい福祉サービス等の内容について、正確な知識が広がるように、分かりやすい広報活動を継続的に推進します。

ウ 事業者への支援

村と事業者との連携を深めるとともに、事業者間の連携を支援するなど、福祉サービスの安定提供、質の確保を図ります。また、利用者に対する情報提供を促すなど、一層適切なサービス提供に向けた指導の充実に努めます。

(2)サービスの質の向上

社会福祉事業の経営者や介護サービス事業者がサービスの自己評価に積極的 に取組むように、社会福祉法人または介護サービス事業者の指導監査、村社会 福祉協議会と連携して指導・助言等を行います。

(3)成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の推進

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業が広く村民に周知され、一層の利用促進が図られるように、地域包括支援センターが中心となり、村社会福祉協議会とともに普及啓発に取組み、相談・支援体制の充実に努めます。

国の成年後見制度利用促進基本計画では、令和3年度までに、地域の権利擁護の支援等を行う中核機関を設置することとしていますので、今後中核機関の設置について、近隣町村と連携しながら検討を進めていきます。

(4) 苦情解決体制の整備促進

全ての事業者において、苦情解決の仕組みの整備が図られるように、社会福祉法に基づく法人・施設の監査等あらゆる機会を通じて、苦情解決の仕組みの整備とサービス利用者等へ周知を図ります。また、福祉サービス及び介護保険サービスに関する苦情が、適切な機関に受け継がれ、迅速かつ円滑に解決されるように、関係機関との連携体制を整備します。

2 地域ケアマネジメントの充実

本村では、サービス利用希望者が適切なサービスを利用できるように、介護保険サービスにおけるケアマネジメント体制の充実や、役場の窓口における福祉サービスの紹介や利用手続き対応などの充実を図っています。

家庭の介護力や保育力の低下が危惧される中、福祉・介護を支えるサービスへの需要はますます多様化、増加することが予想されます。サービスの利用を希望する村民一人ひとりに合った適切なサービスが提供できるように、そして村民がライフステージに応じた適切な指導や支援が受けられるように、地域ケアマネジメント機能の充実を図ります。

村民に期待したいこと

- 地域の社会福祉施設や医療機関を確認しましょう。
- 住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるように、専門機関を活用し、自分にあった適切な保健福祉サービスを利用しましょう。
- サービスの利用を考えている方やサービスが必要であると思われる方を見か

(1)ケアマネジメント機能の充実・強化

団塊の世代が75歳となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が途切れることなく提供される、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを念頭におきながら、地域における包括的なケアマネジメント機能の充実を図ります。

高齢者等のニーズをきめ細かく把握し、必要なサービスを的確に利用できるように、地域包括支援センターの円滑な運営に努めます。また、ケアマネジメントを行う介護支援専門員等の質の向上を図ります。さらには、障がい者の障がい福祉サービス利用のため、地域ケア会議や障がい者ケアマネジメント体制の充実など、ケアマネジメント機能の向上を図ります。

(2)子どものいる家庭への生活支援

ア 子育て支援の充実

保育所や放課後児童クラブなどのメニューや行事などを周知するとともに、 村民のニーズへの速やかな対応に努めます。また、公民館、学校等の社会資源 の活用を図り、子どもが安全にかつ有意義に過ごせる居場所づくりを推進する とともに、「すこやかキッズ」をはじめとする子育てサークル等への支援を行い ます。

イ 青少年の問題行動への対応の充実

児童相談所、学校、保護司、警察、ボランティア、家庭等が連携した地域ぐるみのネットワーク整備を図るとともに、個別的・具体的な問題に対しては関係機関による検討会議の開催、非行防止及び問題行動への対応、不登校、引きこもりなど各種問題への対応を図ります。

(3) 高齢者や障がい者の生活支援

ア 介護予防体制の充実

地域包括支援センターを中心に、保健、医療、福祉機関と連携を図りながら、 介護予防や認知症予防を推進していきます。

イ 在宅介護の体制整備の推進

支援や介護を必要とする高齢者や障がい者及び家族の日常生活や社会生活が 向上するように、福祉サービスの充実や福祉施設との連携強化など、在宅生活 の支援充実を図ります。また、在宅介護に関する実践的な知識・技術の普及、 情報提供や介護相談を行う相談体制の強化を図ります。さらには、障がい者及びその家族の支援を図るため、在宅福祉サービスの利用の促進や、就労支援、住まいの確保など、社会生活力を高めるための支援を行います。

3 安心して暮らせる環境づくり

本村では、各集落集会所、歩道の整備や歩車道の段差解消をはじめとするバリアフリー化、カーブミラーや回転灯の設置、街路灯(防犯灯)の整備、また各集落公園遊具等の点検などを進めています。

村民の安全と安心を支えていくため、住環境及び生活基盤の整備、防災・防犯体制の充実など、村民を取巻く生活環境全般の向上を図っていきます。

村民に期待したいこと

- 公共施設等において、不便なことや気づいたことがあった場合には、意見を言いましょう。
- 公共施設や設備などは、みんなで大切に利用しましょう。
- 高齢者や障がい者が、道路を渡る時には、声をかけたり手助けをしましょう。
- 日頃から近隣の高齢者や障がい者を把握し、気にかけておきましょう。
- 災害時には、情報の収集や把握、避難などが困難な人に対して声をかけたり、 手助けをしましょう。
- 災害に備えて、避難所の確認や避難訓練の参加、防災グッズの準備などを行いましょう。
- 地区ごとに災害等の緊急時の連絡網を見直しましょう。
- 子どもが危険な状況に遭遇しないように、登下校時などの見守りを心がけましょう。
- 感染症対策として、「新しい生活様式」の実践を心がけましょう。
- 感染症の陽性となった方やその関係者に対する差別や誹謗中傷はしないでく ださい。

(1)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

障がいや高齢などにより心身機能が低下した人など、誰もが安全に安心して活動できるように、公共施設、各集落集会所等のバリアフリー化を図ります。 また、歩道の拡幅、段差の解消、各集落公園遊具等の定期的な点検を行い、外出時の安全確保を図っていきます。 ユニバーサルデザインの考え方による生活環境の整備等、誰もが暮らしやすいむらづくりの推進に努めます。

(2)交通安全の推進

警察及び関係機関と協力しながら、乳幼児から高齢者まで、各年齢層に合わせた交通安全教育を行うとともに、子どもや高齢者、障がい者に対する思いやりのある運転と交通ルールの遵守を啓発します。

(3)住環境の整備

在宅での自立生活を支える緊急通報装置や福祉用具、住宅改修に関して、専門的に説明・指導できる体制強化を図っていきます。また、高齢者に対応した住宅整備の啓発、各種関連制度の広報、高齢者住宅情報の提供を促進します。

(4)防災対策の推進

ア 災害時の避難支援体制の整備

村、防災関係機関、民生児童委員、村社会福祉協議会などが連携し、湯川村 地域防災計画に基づき対策を講じます。災害発生時、安全かつ円滑に避難でき るよう、避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づく避難行動要支援者 名簿を活用し一人ひとりに関する避難体制の整備を図ります。

イ 防災施設・整備などの充実

災害時の拠点となる避難所について、耐震補強並びにバリアフリー化を検討していくとともに、備蓄品の整備を推進します。

(5)防犯対策の推進

村の広報誌やパンフレット、ホームページ等を活用して、事件・事故・悪質商法の被害等を防ぐため、防犯活動の充実に努めます。また、社会を明るくする運動など更正保護団体との連携により犯罪や非行を防止し、立ち直りを支援する取り組みについて広く住民の関心と理解醸成します。さらに、防犯協会役員による夜間等の防犯パトロールなど、地域ぐるみでの自主防犯活動を促進します。

(6)新型コロナウイルス感染症などへの対応

新型コロナウイルス感染症は世界中で感染が拡大しており、村民生活や社会 経済に甚大な影響を与え続けています。今後も長期間の対策が必要であり、国・ 県・村の新型コロナウイルス感染症対策の対処方針に基づき、村全体で連携しながら対策を図っていきます。また、国の指導の下、ワクチン接種に対応します。

感染拡大している中でも、高齢者や障がい者などの要配慮者の社会的な結び つきの確保に向けた取り組みを行います。

社会福祉施設における感染拡大防止対策とともに、感染やクラスターに備えて取り組みます。

生活困窮者等への支援の取り組みを行うとともに、自殺対策を推進します。

第3 地域福祉活動への主体的な参加

/ 地域福祉活動への参加

福祉ニーズは複雑・多様化しており、ボランティアや地域住民等による自主 的な福祉活動への期待はますます大きくなっています。

公的なサービスでは担えない地域社会における様々な生活課題に対して、地域住民が一体となって課題解決に向けて取組んでいけるように、地域住民同士の交流を促進しながら、村民の主体的、積極的な地域福祉活動への参加を図っていきます。

村民に期待したいこと

- 日頃からの近所付き合いを大切にしていきましょう。
- 子どもや高齢者等、近所の人たちへの挨拶や声かけを継続的に行いましょう。
- 子どもや高齢者等が困っている時や危険な目に遭いそうなときは、手助けを進んで行いましょう。
- 休日等を利用し、ボランティア活動の日を決め、積極的にボランティア活動に 参加しましょう。
- 身近な人にボランティア活動への参加を呼びかけましょう。
- 福祉活動について知識や情報がほしい時には、村や専門機関に問い合わせてみましょう。
- 自分が参加している団体やサークルにおいて、地域福祉活動について話し合ってみましょう。
- 高齢者も積極的にボランティアをはじめとする社会活動に参加しましょう。
- 高齢者や障がい者も各種行事やイベント等に参加しましょう。
- 高齢者や障がい者、また子育て家庭においては、日常生活で困っていることや 不便なことがあった場合は、積極的に発言しましょう。

(1)支え合いの仕組みづくり

ア 見守り活動・助け合い活動の推進

あいさつや声かけ、世代間交流などを通じて、日常の暮らしの中で見守り活動や助け合い活動につなげていきます。村社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体、老人クラブなどと連携し、地域住民による見守り・助け合い活動を推進します。

イ 村と村民との協働型事業運営の推進

村主催事業の企画・運営や公共施設の管理・運営に村民の参画を検討していくなど、行政と村民との協働による取組みを目指します。

ウ 新しい支え合い活動の研究

村民相互の支え合い活動の活性化のための「仕組みづくり・アイデア」について研究を進めます。

(2)ボランティア活動の推進

ア ボランティア活動推進体制の整備

村社会福祉協議会を中心として、「さすけね会」等ボランティア活動の普及啓発、人材の養成、情報の提供等、村民がいつでも気軽にボランティア活動を始められる体制の整備に努めます。また、ボランティア活動への幅広い年齢層の参加を促進するため、各種ボランティア講座がより参加しやすいものとなるように検討します。

イ ボランティアの活躍の場の拡充

各種ボランティア講座の修了者がボランティア活動に参加しやすい環境を整備するとともに、定年退職者や子育て・介護経験のある人の知識や経験を活用するシステムを検討します。また、ボランティアとして活動をしたい人とボランティアを求めている人をつなぎ、活動しやすい環境を整えるなど、ボランティア活動が円滑に展開されるような組織づくりに努めます。

ウ ボランティアと村との協働体制の整備

長期的に活動を継続していけるように、場所や情報の提供、財政面の支援、 研修機会の提供、ボランティアに対する感謝の意を伝えるなど、ボランティア 活動を支援していきます。

エ 多様な福祉人材の確保

男性や若い世代のボランティア活動への参加を積極的に呼びかけ、多くの村 民のボランティア活動への参加を促進します。

(3)支援を必要とする方々自身の社会参加の促進

ア 子どもたちの社会参加の促進

家庭・地域・学校の一層の連携により、地域住民による郷土の伝統文化の継承や自然体験学習、スポーツ少年団などの活動の振興を図ります。

イ 高齢者の社会参加の促進

老人クラブの活動強化を図るなど、地域における仲間づくりを支援します。 また、基幹産業である農業においては、元気に農業を継続していただくため、 営農体制の整備推進や簡易な出荷体制のシステム構築を図ります。この他にも、 様々な分野で高齢者が培ってきた知識や技能・技術の伝承や新たな創作活動・ 生産活動の場が充実するように取組みます。

ウ 障がい者の社会参加の促進

障がい者の就労は、社会的・経済的・精神的自立を促し、地域で生活していく上で重要な役割を果たすため、関係機関と連携して就労機会の確保に努めるとともに、就労に関する相談・情報提供機能の強化を図ります。

エ 当事者組織の活動支援

子育てサークルや障がい者団体をはじめとする当事者組織の活動を支援していくため、活動の場の確保や情報提供及び相談などの支援を行います。

オ 参加交流活動の促進

福祉イベントや、運動会等のスポーツレクリエーション活動などを通じて、 村民のニーズに合ったニュースポーツの普及啓発に努め、支援を必要とする 方々の社会参加と交流活動を促進します。

(4)地域福祉団体との連携

ボランティアグループ、サークル等の村民主体の団体・組織と連携を図りながら、村民参加を促進する仕組みづくりを検討し、工夫していきます。

(5)村社会福祉協議会との連携

村社会福祉協議会は、地域福祉を図ることを目的に、社会福祉団体やボランティア団体の支援・育成を行いながら、地域住民に社会福祉事業へ寄付金や共同募金への理解を深めてもらうとともに、効果的な活用に努め、地域に密着した活動を行っています。

地域福祉の推進を支援するための施策や事業の企画・立案、実施に当たって、 より実効性のある施策や事業とするため、村社会福祉協議会と一層密接な連携 を図ります。

2 担い手の育成・確保

本村では、村民のニーズに対応できるように、地域住民からの福祉・介護サービス、障がい福祉サービスや子育て等に関する相談に応じたり、助言・指導を行っています。また、民生児童委員は、生活上の心配ごとの相談や福祉サービスを利用するための手伝いなど、安心で暮らしやすい地域社会をつくるために活動しています。

しかし、地域における高齢化、核家族化、さらには共働き世帯の増加に伴い、 幅広い年齢層において、地域福祉活動の担い手を確保できない状況もあります。 地域福祉を推進するための事業を展開していくため、知識・技術の習得や資 質の向上が図れるよう、研修会や情報提供を通じ、多様な担い手の確保・育成を図っていきます。

また、地域福祉活動を発展させるためには、住民が地域において主体的に活動できるように、行政や専門機関との橋渡しを行うことができる地域福祉のコーディネーターの育成を推進します。

村民に期待したいこと

- 自分の知識や技術が地域福祉活動において効果的に生かされるように、研修会 や講座に参加しましょう。
- 民生児童委員やボランティアなどに協力していきましょう。
- 役員の世代交代が必要なときがあります、日頃から後任者の育成に努めましょう。

(1)専門職員の育成・充実

多様化・高度化する福祉ニーズに適切に対応するため、専門職員の育成及び 確保に努めます。地域福祉を推進する上で広く村民を支援していく役割を担え るように、福祉・保健・医療関係専門職員の研修への参加を促進します。

(2)地域の支え合い活動の担い手の育成・充実

ア 地域リーダーの育成

村民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、活動を実践するためには、それぞれが、福祉に対する理解を高め、福祉活動についての知識や能力を向上するとともに、活動の指導者となる人材が必要です。

地域活動やむらづくりの推進役を担っている地区の役員や、福祉の地域づくりに意欲を持った村民を対象に、地域福祉活動の推進に係る研修を行うなど、地域リーダーの養成を検討します。

イ 民生児童委員の活動強化

民生児童委員に対する研修の充実・強化を図るとともに委員活動の基盤となる民生児童委員協議会等の活発化を図ります。

ウョーディネーターの育成

これまでの、地域福祉活動は、村社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア等が中心となって支えてきました。

今後も、こうした活動を行い、地域福祉活動を発展させるためには、地域の中で核となるコーディネーターが必要です。住民が地域において主体的に活動できるように、行政や専門機関とのコーディネイトを行い、個別支援や生活支援のしくみなどを創り出す地域福祉のコーディネーターの育成を支援します。

3 施設の有効活用による場の確保

障がいの有無や年齢を問わず、全ての村民が交流し支え合う地域社会の形成を図っていくため、身近な場所で村民同士が気軽に立ち寄り交流できる場の拡充を図っていきます。また、福祉・保健関連施設の持つ専門的な知識や技術を地域に還元し、地域福祉活動の推進を支えていきます。

村民に期待したいこと

- 施設で行うイベントや講座などに積極的に参加しましょう。
- 公共施設をはじめとする村民が共有して使用する場においては、マナー・エチケットを守りながら積極的に利用しましょう。
- 施設について気づいた点があれば、意見を言いましょう。

(1)福祉施設と地域との連携推進

各福祉施設と福祉団体との交流を促進します。公民館や民間を含めた福祉施設・機関などの専門的知識を有する職員に協力を依頼し、地域の自主的な福祉活動に対して、情報提供や相談事業を行うなど、地域との連携を促進します。

(2)施設機能の充実

ア 高齢者福祉施設の機能の充実

高齢者福祉施設は、専門的な知識や技術を有する施設のため、地域との交流を深め、村民からの相談に応じるなど、地域と一体となった広域的な介護支援体制づくりを行います。

イ 障がい者支援施設との連携

在宅の障がい者やその家族への支援や、職業訓練や養護など、障がい者の自立と社会参加を支援する機能を持つ施設と広域的に連携し、施設の持つ専門的な知識や技術の地域への還元を図ります。

ウ 児童福祉施設の機能の充実

保育所は、地域の実情に応じたきめ細やかなサービスの提供を図るほか、育児に関する専門的な知識や技術を地域の子育て支援に還元していくなど、地域に開かれた施設として地域住民との交流の活発化を図ります。

エ 学校機能の充実

学校教育では、子どものボランティア活動や社会体験を積極的に学習内容に 取入れ、地域福祉活動の場にも積極的に関わるように推進します。

オ 地域の施設の有効活用

高齢者をはじめとする地域住民が日常的に集う場の中で、子ども達が遊んだ

り勉強したりすることができることは、子ども達が安全に活動できる場の拡充 となるだけでなく、多世代交流にもなり、高齢者の生きがいづくりや地域文化 の伝承などにもつながるため、公民館等の有効活用を図ります。

(3)福祉活動拠点の拡充

地域において、福祉活動を推進するためには、拠点づくりがかかせません。 身近なところに誰でも集い活動できる拠点があれば、サービスを受けやすく、 また、ボランティアで参加することもしやすくなります。集落の公民館や空き 家、空き店舗等を活用し、住み慣れたところで、「集い」「交流活動」などがで きる場所づくりを推進します。

(4)災害時の施設機能の活用

災害時要援護者の避難活動、避難生活等を円滑に支援するため、各種施設を 有効活用し、被災者の支援を図ります。

第4 計画の推進体制

(1)村民、地域、事業所等との協働体制

本計画の取組みは、村民、地域、民生児童委員、ボランティア団体、村社会福祉協議会、社会福祉事業所等の連携した参画が不可欠なため、相互の理解と協力のもと、それぞれの役割を果たしながら、計画を推進していきます。また、計画の進捗状況に関する情報の共有化と、施策・事業の評価・円滑な実施のため、必要に応じ、意見交換や連絡調整を行い、村民、地域、村との協働による支え合いの仕組みづくりに取組んでいきます。

(2)庁内体制の整備

本計画の実施に当たっては、福祉、保健分野の連携のもと、他の庁内関係部門・機関との連携・調整を図り、分野横断的な視点から全庁的な体制で計画を 実施します。

(3)村民への計画の浸透

本計画策定の趣旨や計画の内容等について、村民の理解を深めるため、広報 誌やホームページ等を活用し、村民に分かりやすく周知し、計画の普及・啓発 を行います。

(4)計画の進行管理

計画の進行管理については、地域福祉推進のための取組みがどのように展開され、そして、地域住民の日常生活そのものが具体的にどのように変化したのか、その成果を的確に把握することが重要であるため、本計画における各施策の実施について、常にその取組み状況を把握しながら、適切な進行管理を行っていく必要があります。進行管理に当たっては、各施策の進捗状況や計画指標の達成状況を確認し、社会情勢などを鑑みながら評価を加えるとともに、村民や事業所等の意見等を聴取しながら、施策や計画の見直し等に反映させていきます。

第5 計画の主な指標

湯川村地域福祉計画の主な指標は以下のとおりとします。

指標項目	令和2年度の実績	令和7年度の目標値
ボランティア団体数	1 団体	2 団体
老人クラブ加入率(60歳以上)	195人	220人
→ + 1	1 団体	1 団体
子育でサークル団体	(すこやかキッズ)	(すこやかキッズ)
食生活改善推進員数	9人	1 0人
お料理ひろば開催		
(一人暮らし高齢者対象)	年3回(元年度)	年4回
(食生活改善推進員会)		
知恵袋クッキング開催		
(小学生対象)	年2回	年2回
(食生活改善推進員会)		
緊急通報システム整備世帯	13世帯	15世帯
デイサービスセンター	2か所	2 か所
地域密着型特別養護老人ホー		4.5
ム・村民入所者数	1か所・29/29人	1か所・29/29人
地域密着型認知症グループホ	125 0/01	147 0 (0)
ーム・村民入所者数	1か所・9/9人	1か所・9/9人
地域包括支援センター	1か所	1 か所
民生児童委員による要援護高	 随時実施	随時実施
齢者の自宅訪問	拠的 天旭	施时 大心
災害時要援護者支援プラン個	未策定	策定
別計画の策定		
村民運動会	年1回(元年度) 参加者:1,000人	年1回 参加者:1,000人
障がいのある人の就労の場の	参加省:1,000人 会津地区障がい者雇用	参加名: 1, 000人 会津地区障がい者雇用連絡
確保	云年地区障がいる権用 連絡協議会で推進	協議会で推進/村内にも
敬老会(75歳以上)の参加率	31% (元年度)	40%
	広報ゆがわ年 12 回	広報ゆがわ年 12 回
	 社協だより年4回	社協だより年4回
福祉に関する情報提供	ホームページ掲載随時	
	ボランティア情報随時	ボランティア情報随時
I	I	

指標項目	令和2年度の実績	令和7年度の目標値
村デイサービスセンター及び ミニデイサービス事業 「ハッピーデイ」での 小・中学校ボランティア体験	各年1回(元年度)	各 年1回
公共施設のバリアフリー化	毎年度の事業で推進	毎年度の事業で推進
認知症サポーター養成講座	開催回数1回(元年度) 参加人数13人	開催回数1回 参加人数25人
福祉関係の研修・講座の開催	年0回 延参加者0人	年1回 延参加者30人
ファミリーサポートセンター 事業の提携		1 か所
介護予防事業開催地区数・地 区ボランティア数	20地区・20人	21区・21人
放課後児童クラブ登録児童数	81人	8 1人
福祉に関する集落座談会の開 催	年0回	年1回

[※] 上記指標については、計画期間中においてもより適切なものに修正を加えるものとします。

資料編

湯川村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る湯川村地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、湯川村地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について、協議し、その結果を村長に報告する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。
 - (1) 地域の代表者
 - (2) 福祉関係団体の代表者
 - (3) 福祉施設の代表者
 - (4) 関係行政機関の代表者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めた者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告を終えた時までとする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。 (費用弁償)

第7条 委員が会議等に出席した場合は、1回当たり1,100円の費用弁償を支給する ものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則(平成28年1月22日告示第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年1月20日告示第3号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第32号)

この要綱は、公布の日から施行する。

湯川村地域福祉計画策定経過

期	日	会議等の名称	会議等の内容		
令和3年2月25日(木)			委嘱状の交付		
		第1回策定委員会	委員長・副委員長の選出		
			湯川村地域福祉計画(案)について		
令和3年2	月 26 日(金)	計画(案)の提出	村長へ計画(案)を提出		

湯川村地域福祉計画策定委員会委員名簿

	選出区分	役 職	所 属 (職 名)		氏	名	
1	地 域	委 員	湯川村区長会(会長)	五.	十 嵐	睦	男
2	地 域	委 員	湯川村老人クラブ連合会(会長)	櫻	井	憲	幸
3	福祉関係団体	委員長	湯川村社会福祉協議会(会長)		条	秀	人
4	福祉関係団体	副委員長	湯川村民生委員協議会(会長)	高	羽	伊 一	郎
5	福祉関係団体	委 員	湯川村食生活改善推進委員会(会長)	小	林	美 知	子
6	福祉施設	委 員	湯川村デイサービスセンター(所長)	兼	子	康	弘
7	福祉施設	委 員	湯川村居宅介護支援事業所 (所長)	渡	部	恭	子
8	福祉施設	委 員	湯川村地域包括支援センター(社会福祉士)	<u> </u>	瓶	健 太	郎
9	福祉施設	委 員	グループホームあじさい (管理者)	渡	部	俊	介
10	福祉施設	委 員	湯川村保育所 (所長)	兼	子	美 千	子
11	関係行政機関	委 員	湯川村総務課(主事)	村	田		崇
12	関係行政機関	委員	湯川村住民課 (主幹保健技師)	猪	俣	留	美
13	関係行政機関	委 員	湯川村教育委員会(主任主査兼学校教育係長)	Л	島	茂	宏

事 務 局

	役職	職名等	氏	名
1	事務局	住民課(課長)	大 場	祐 一
2	事務局	住民課(主幹兼福祉係長)	立川	幸子